

つくば市記者会 御中

発信日：令和4年（2022年）4月18日（月）

発信元：つくば市 市民部 スポーツ振興課

取材依頼 周知依頼 募集告知 その他

つくばマラソン実行委員会における 過年分の消費税及び源泉所得税の納税について



つくば市スポーツ振興課が事務局を務めている「つくばマラソン実行委員会」において、他大会の開催状況等を確認する中で、つくばマラソンの税務処理について疑義が生じたため、税務署との協議を行いました。その結果、つくばマラソン実行委員会が、消費税及び源泉所得税の課税対象事業者であることが判明し、過去5年分を納税しました。

なお、今回の事案をきっかけに、庁内での同様の事例の有無について、現在調査中です。

【経緯】

- ・令和3年12月8日（水）税務署との協議
- ・令和3年12月14日（火）実行委員会会計資料を税務署に送付
- ・令和4年2月7日（月）税務署からの連絡「消費税は課税対象、法人税は対象外」
- ・令和4年2月8日（火）税務署からの連絡「源泉所得税は課税対象」
↳ 税務署と申告内容について調整
- ・令和4年4月7日（木）税務署より源泉所得税の納税通知收受
- ・令和4年4月8日（金）源泉所得税納付
- ・令和4年4月14日（木）税務署より消費税の納税通知收受
- ・令和4年4月15日（金）消費税納付

【納税額（5年分）】

消費税：1,128,600円

源泉所得税：90,334円

※延滞税、無申告加算税及び不納付加算税については、税額の確定後に納付します。

【再発防止策】

税務署からの指摘事項について、庁内で周知徹底を図り、税務法令を遵守するとともに、適正な事務処理と再発防止に努めます。